

平成 26 年度輸入食品監視指導計画の概要

1 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画（食品衛生法（以下「法」という。第 23 条）をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

3 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{*1}の実施
（平成 25 年度計画約 93,700 件→平成 26 年度計画約 94,000 件）
- 検査命令^{*2}
（平成 25 年 4 月現在：全輸出国の 17 品目および 25 ヶ国 1 地域の 79 品目
→平成 26 年 4 月予定：全輸出国の 17 品目および 26 ヶ国 1 地域の 76 品目）
- 包括的輸入禁止規定^{*3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

4 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する食品安全規制の周知

5 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成及び保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

6 国民への情報提供

- モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報の公表
- 輸入食品監視指導計画及び計画に基づく監視結果の公表
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションの実施

7 主な新規掲載事項等

- 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- 腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リステリア菌などの病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施
- ポジティブリスト制度を着実に施行するとともに、過去の検査実績等を踏まえた検査の見直し
- 安全性審査を経ていない遺伝子組換え作物が使用された加工食品が輸入、販売された事案を踏まえ、輸入者に自主的な安全管理の推進徹底を指導

- ※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- ※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※3：危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定